朝日町骨髄バンクドナー助成金の交付について

朝日町では、公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した方に助成金を交付します。

1　助成を受けることができる方

骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞を提供した方で、いずれにも該当する方。

（１）骨髄等の提供を行う日（中止となった日）に、町内に住所があること
（２）骨髄バンクから骨髄等の提供に係る手続きを証明する書類の交付を受けている方
（３）ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していないこと
（４）他の自治体が実施する同種同類の助成金等を受けていないこと
（５）町税の滞納がないこと
（６）暴力団員等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係がないこと

2　助成金の内容

次の通院又は入院について、１日あたり２万円（上限１４万円）を助成。

（１）健康診断又は自己血貯血のための通院
（２）骨髄等の提供に係る投薬のための通院又は入院
（３）骨髄等の採取のための入院
（４）その他、日本骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

※骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは除きます。

3　申請方法

骨髄等の提供が完了した日（中止となった日）から９０日以内に、以下の書類を揃えて、朝日町保健センターに申請してください。

（１）朝日町骨髄バンクドナー助成金交付申請書兼請求書
（２）日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る面接、通院及び入院を行ったこと並びにその日数が確認できる書類
（３）助成金の振込先が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）

お問い合わせ申請窓口

窓口　朝日町保健センター（平日：8：30～17：15）
住所　朝日町荒川 262-1
電話/FAX　0765－83－3309